

新潟市指定給水装置工事事業者表彰制度について

◇ 表彰制度の目的

新潟市指定給水装置工事事業者の施工技術の向上及び意欲の高揚を図ることを目的として表彰制度を設けます。

(具体的な内容)

- ・安全でおいしい水の安定供給と事故・災害に強い水道を守り続けていくためには、高い技術力を有する水道の専門業者の育成が必要です。
- ・水道がお客さまからの信頼を得ていくためには、適切な給水装置の施行とトラブル発生時の速やかなお客さま対応が必要です。水道局として、お客さまが安心し信頼して水道工事を依頼できる指定給水装置工事事業者の育成に努めます。

◇ 表彰の部門・基準

表彰は4つの部門を設けて行います。表彰数は選考状況により変動しますが、特別表彰を除く各部門で5～7社程度を選考します。

<表彰部門と表彰基準>

表彰の部門	表彰の基準
「水道管布設工事」部門	水道管布設工事の施工内容が優秀で、他の模範になると認められるもの
「緊急修繕協力」部門	水道管路施設の非常時対応等、本市水道事業の運営に多大な貢献があったと認められるもの
「給水装置工事」部門	給水装置工事の施行内容が優秀で、他の模範になると認められるもの
「特別表彰」部門	その他、管理者が特に表彰に値すると認めたもの ※地震等の災害復旧活動への協力などが対象となります

◇ 表彰の方法

- ・表彰は平成22年度より毎年度1回行います。
(特別表彰は必要に応じて)
- ・前年度の工事成績等が優秀なものを、当該年度の表彰者として選考します。
- ・表彰者には、当該年度の各部門「優良工事店」として、表彰状等を授与します。
- ・表彰者については、水道局ホームページで公表する他、受賞ロゴマークを受賞後の1年間について工事看板や名刺などに使用することができます。

【受賞ロゴマーク】

